

高萩・北茨城広域事務組合工業用水道事業建設工事執行規程

昭和 60 年 12 月 2 日

訓令第 5 号

改正 令和元年 10 月 1 日訓令第 12 号

(目的)

第 1 条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合工業用水道事業の建設工事（以下「工事」という。）執行に関し、法令等に別に定めのあるものほか必要な事項を定めることを目的とする。

(執行の方法等)

第 2 条 前条の工事執行に関しては、北茨城市建設工事執行規則（昭和 60 年北茨城市規則第 13 号）の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年訓令第 12 号）

この訓令は、公布の日から施行する。